

ふるさと交流村計画

# 今からでもおそくない 住民意向調査の実施を

## 「ハコモノ」に熱中している場合か？」

12月議会が8日(月)開会されます。2日の議案説明のなかで「ふるさと交流村」計画に関し、国交省所轄の事業を抜いた財政計画、「地方債」に交付税算入がない、2点の新しい事実が判明し疑問が深まっています。つまり「国交省所轄」の事業と言えば「道の駅」の核となる「簡易パーキング事業」です。これが当初計画から抜かれたのか？ また「交付税算入」は3月議会で「まるまる町の借金にならず、国が面倒を見る金額がある」と説明してきたもので、「交付税算入」がなくなれば、町の持ち出しがその分増える勘定です(裏面の「建設事業計画表」参照)。

前号でお知らせしたように「ふるさと交流村」計画は疑問が多すぎます。その上、日本経済を覆う暗雲、「派遣切り」、期間社員の雇い止め、賃下げなど・・・「交流村」計画に熱中している場合ではありません。それでも、施設建設を強行すると言つたら、少なくとも全有権者の「住民意向調査」を行うべきだ、との声が聞かれます。

西澤議員が予定していた一般質問通告の内容を紹介します。

町民のくらし・農業再生・まちづくりと「ふるさと交流村」について

＝説明コメント

雇用と暮らしの破壊をもたらす大不況が始まっているも、身近な行政・政治の責任を今こそ果たすべき。町民の命・健康・教育・「食と農」・自然環境を守ることを最優先にした「まちづくり」が求められているのでは。

1、本町行政における「農業振興」の教訓を現在にどう生かしているか。

計画パンフ(平成18年3月付け発行)にある「反省」、加工センター、カモ公園事業、「尼子駅整備計画時の」農産物直売所」計画などの教

訓を総括することは重要な意義を持つ。

2、管理運営にあたる機関の姿さえ説明できない段階で、「収支見通し」「拠点施設設計」などが決められ、一方、簡易パーキングの事業主体が確定していない矛盾をどう考えているか。

「待っている生産者」であるなら、その方たちが管理運営の機関になるのではない

(裏面につづく)

## 町民のみならず 西澤議員がお詫び

### 12月議会の一般質問の機会を逃し、誠に申し訳ございません

12月1日午後3時の締め切りで一般質問通告書の受付がされていきました。ところが、私が文書を再確認せず、いつも通り「5時締切」と、その日まで思いこんでいたもので、用事を終え、午後4時過ぎに提出しましたが、間に合わなかったものです。議会規則では「期間内に通告書を提出する」と定めてあり、全面的に私の落ち度です。

たとえ一度の「勘違い」であっても、町民のみならず、心から恥じております。本日に申し訳ございません。

甲良町議会議員 西澤伸明

傍聴においでください  
8日9時本会議開会  
議案提案、質議、討論、採決。その後、一般質問が行われます(10時半ごろからの予測)。宮崎議員、金澤議員、濱野議員、北川議員の順。  
どなたでも傍聴できます。

甲良民報  
2008年12月7日 405号  
発行責任：日本共産党甲良町支部  
代表：西澤伸明 甲良町在土 463  
Tel.Fax38-4949

のか。そうでないなら、誰（団体等）を想定しているのか。

3、農業生産者への直接支援（生産コスト、価格補てん、販売ルート拡大など）こそ急務。このような施策こそ所得向上に直結。待っている」（9月議会町長答弁）町民への最良の手当であり、底辺から町民の家計を温めるのでは。

自給率低迷の原因に対する認識の誤解克服が必要

4、特定健診の結果、2人に1人の割合で、高血圧など要注意が見られる、と放送されたが、その根本的原因の除去と当面の対策のため、行政がしなければならぬ施策は。

5、可燃ゴミの週2回収集通常実施を。

26市町で未実施は本町のみ。できない口実を探すのではなく、町民の暮らしに寄り添い、実施の努力と「減量」の責任を町民に転嫁しないことが大切。

6、医療費無料化を小学校卒業まで拡充を。実施の場合の予算規模は。

## 同和行政終結のための

### いくつかの課題

1、「無法放置土地」の原因克服が必要ではないか。甲良町財務規則に定めてある「公有財産台帳」の関連部の提出を。

行政事務のズサンさ克服は「町民主人公」「全体の奉仕者」を実行する上で欠くことのできない課題。

2、住宅新築資金滞納の根本原因・克服と町民合意の過程。

3、町営住宅の建て替え計画（ストック計画）の推進。

4、改良住宅の払下げ。

5、押し付け「人権」（同和問題を

はじめとした）研修の廃止を。

行政の関与、予算付けをやめること。とりわけ「心のあり方」に歪曲した「研修・集会等」は「内心の自由」の侵害に当たり、干渉となる。間違った行政施策（民・民の個人対応ではなく）への批判の抑制の役割を果たしており、住民同士の納得・合意・交流の妨げともなっているのでは。

下段の表は2日、議案説明の際提出されたものです。先月17日の全協では他の議員からも、3つの「ビック事業」が同時進行することで、建設業者の発注を増やすことは理解できるが、町の負担が大きくなりすぎると批判が出ていたもの。「地方債」「基金」「一般財源」が町の持ち出しとなります。合計で実に7億8721万41千円となります。

### 3つの施設建設 同時進行

提出されている平成20年度の補正予算には2つの施設建設と「交流村」にかかわる予算が提案されています。

- 1、ふるさと交流村拠点施設  
6億697万5千円  
（国交省関係を抜いたもの）
  - 2、ディーサービスセンター等  
2億5193万9千円
  - 3、呉竹センター改築  
4億7833万9千円
- 合計 13億3725万3千円



## 町が提出した「建設事業計画表」の一部

（単位：千円）

事業名	事業の内容	事業費	補助基本額		補助率		財源内訳				
			国費	県費	国	県	国支出金	県支出金	地方債	基金他	一般財源
ふるさと交流村整備事業	拠点施設整備	606975	478072		1/2		238624	1250	209000	90000	68101
地域介護福祉空間整備事業	ディーサービスセンター等の建設	251939	178000		10/10		178000			70000	3939
呉竹センター改築事業	施設建設	478339	174220	174220	1/2	1/4	88610	43555	19610	7000	80074
	合計	1337253	830292	174220			505234	44805	405100	230000	152114